

管理施設使用契約書

稲川土地改良区理事長（以下「甲」という）と使用者（以下「乙」という）とは、甲が管理する施設を他の用途に使用するにあたり、稲川土地改良区管理施設使用規程（以下「規程」という）に基づき、次のとおり契約を締結する。

第1条 施設の使用期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、使用期間満了の日までに特段の意思表示がなく、契約内容に変更を生じない場合については、契約期間をさらに3年間延長し、以後もこの例による。

第2条 乙は、施設使用料として毎年 円を甲の発行する納入告知書により甲に納付する。

第3条 甲は事業運営上支障が生じた場合、または生ずるおそれのある場合は、承認の取消し、位置、その他の条件の変更、もしくは使用の一時停止を命ずることができる。この場合、乙は甲の指示により工作物の撤去、移設、または改造等に応ずるものとし、その費用は乙の負担とする。

第4条 乙は甲の承認を受けて使用する場合、その使用施設の周囲、または上下流に被害を与えることのないように十分に配慮するとともに、甲の管理施設本来の機能が維持、または向上するように使用承認場所とその影響範囲の清掃を乙の責任において随時実施する。

第5条 乙が甲の管理する施設を使用することにより、管理施設並びに農作物その他に被害を与えた場合は、甲の査定した損害を弁償するものとする。

第6条 乙は、甲の定めた規定を遵守する。

第7条 甲は、必要に応じて管理施設の使用状況について立入検査および調査をすることができる。

2 前項の立入検査、および調査に際しては、乙はこれを拒むことはできない。

第8条 甲は、乙が規程、および本契約に違反したときは、本契約を解除する等必要な措置をとることができる。

第9条 本契約に定めのない事項、または本契約に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、協議して定めるものとする。

この契約の証として本書式通を作製し、甲、乙、記名押印して、それぞれ壺通保有する。

平成 年 月 日

甲 稲川土地改良区
理事長 瀬 川 等 印

乙 住所
氏名 印